

# 串間市立本城小学校

## いじめ防止基本方針



令和7年4月2日（改訂）

## 目次

はじめに ······	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ······	2
1 いじめの定義 ······	2
2 いじめの防止等に関する基本的考え方 ······	4
(1) いじめの防止 ······	4
(2) いじめの早期発見 ······	4
(3) いじめへの対処 ······	5
(4) 家庭や地域との連携 ······	5
(5) 関係機関との連携 ······	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ······	5
1 いじめの防止等のための組織 ······	5
2 いじめの防止等に関する措置 ······	6
(1) いじめの防止 ······	6
(2) いじめの早期発見 ······	7
(3) いじめに対する措置 ······	7
(4) インターネット上のいじめへの対応 ······	10
3 その他の留意事項 ······	10
(1) 組織的な指導体制 ······	10
(2) 校内研修の充実 ······	10
(3) 校務の効率化 ······	11
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 ······	11
(5) 家庭や地域との連携について ······	11
(6) 関係機関との連携について ······	11
4 重大事態への対処 ······	12
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ······	13

資料1 本城小学校いじめ防止プログラム

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

資料4 教室や家庭でのサイン

資料5 いじめに対する措置

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況となっている。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。平成26年2月（平成29年7月改訂）に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成26年4月に「串間市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「本城小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとした。

## 第1　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1　いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するなどの方法をとることが必要である。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。  
なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、適切に対応していく。
- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導が必要だとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた。そのような場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をとることもある。ただし、このような場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」との情報共有は行っていく。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。  
そのような場合については、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることもある。

- (8) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する指導を行う。

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を行う。

### (1) いじめの防止

ア いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることである。より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、学校、保護者が一体となって継続的に取り組む。

イ 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む指導を行う。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行う。

オ いじめの問題への取組の重要性について、家庭や地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための周知に努める。

### (2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、学校、保護者等、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。

イ いじめは教師や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

ウ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、いじめ相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守っていく。

### (3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携も行う。

イ いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的かつ継続的に対応する。

### (4) 家庭や地域との連携

ア 学級懇談会や学校関係者評価委員会、民生児童委員との協議会等において、いじめの問題について話題にする機会を設けるなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した取組を行う。

### (5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っていても、その指導で十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関等を想定)と適切な連携を行っていく。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することもある。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

#### 【構成員】

全職員

## 【活動】

- 本城小学校いじめ防止基本方針の見直し及び確認
- いじめ防止プログラムの見直し及び確認 ※ 資料1参照
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- アンケート調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 校内研修の企画・立案
- 要配慮児童への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、年間を通じて様々な活動の中に全校での交流の場等を設ける。
- じゃれあいタイムの設定
- 児童による学校行事や全校集会の企画・運営

#### イ 教職員が主体となった活動

※ 資料2参照

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感、自己存在感を育む授業の実施に努める。
- 一人一人の実態に応じた「分かる・できる授業」の展開
- 職員相互の授業研究会の実施
- 生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定感、共感的人間関係）を取り入れた授業の推進
- (イ) 児童が日常的に教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、児童に寄り沿った相談体制を確立する。
- (ウ) 全教育活動を通して人権教育、道徳教育の充実を図り、いじめは絶対に許されないという人権感覚を養う。
- 道徳科において、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動の実施
- 日常における関連的な指導の実施
- 全校給食による他者への配慮や思いやりの精神の醸成
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信、ホームページ等を活用したいじめの防止活動の報告
- 家庭教育学級等における保護者を対象とした研修会の開催

## (2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、全教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 **※ 資料3、4参照**

イ 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい環境を整備する。

- 教育相談週間の設定

- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて全ての児童を対象に、毎月、アンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケート（先生あのね）の実施

エ いじめ・不登校等対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議等での情報の共有

- 年度末及び進級時における情報の確実な引き継ぎ

- 過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

**※ 資料5参照**

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに制止し、指導にあたる。

- いじめられている児童や通報した児童の心身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は全職員への情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ・不登校等対策委員会を開き、調査の方針について決定する。

- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が直ちに市教育委員会へ報告する。

- 児童への聞き取りは、基本的には担任が行う。状況によっては、児童が信頼している職員を選任する。職員への聞き取りは、管理職が行う。

- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する

場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意しておく。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校等対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校等対策委員会で決定する。
- 常に全職員で情報を共有し、連携して組織的に対応する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処していく。

### いじめられた児童とその保護者への支援

#### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめられた児童の保護者への支援】

全教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### **才 関係機関への報告**

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

## 力 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

#### ア インターネット上のいじめとは

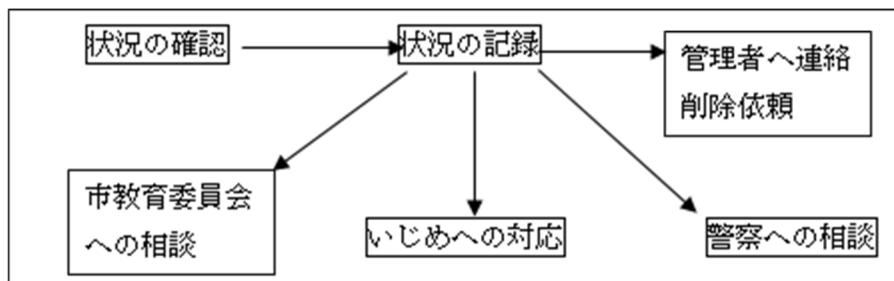
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信すること、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をすること、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載することなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たる。

#### イ ネットいじめの予防

- 児童のパソコンや携帯電話の使用状況について実態を把握する。
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

#### ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 3 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、いじめ・不登校等対策委員による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

### (2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウン

セラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとする。そのために一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

### (5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするために、保護者や学校評価委員等の協力を得ながら組織的に連携・協働する体制を構築していく。

### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となって対応をしていく。

#### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

#### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 4 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ適時・適切な方法で説明する。

### **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

1 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。